

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年1月6日

横浜市契約事務受任者  
都市整備局長 堀田 和宏

1 契約の概要

件名「エスカレーター51号機復旧作業」

概要：新横浜駅エスカレーター51号機に貼られていたスマートフォン画面保護シールの巻き込まれによる故障対応

2 履行（納品）場所

横浜市港北区篠原町 2937 番地  
（新横浜駅連絡通路2号）

3 契約日

令和4年10月31日

4 履行日又は履行期間

令和4年10月31日～令和4年11月7日

5 契約金額

¥61,050.-（うち消費税相当額 ¥5,550.-）

6 契約の相手方（名称及び所在）

名称 株式会社日立ビルシステム 横浜支社  
所在地 横浜市西区高島1-1-2  
支社長 石田 総寿

#### 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

この昇降機は、「新横浜駅交通広場昇降機設備点検保守業務委託」で日々の保守から緊急対応を日立ビルシステム株式会社に委託しているため、当該故障による一時対応（通行止め、原因調査等）は当該業者が行いました。昇降機が停止することはお客様サービスに影響が大きいことを考慮し、早急に復旧作業に取り掛かり運転正常化を図るため、当該業者に随意契約を行いました。

#### 8 契約の相手方の選定理由

「新横浜駅交通広場昇降機設備点検保守業務委託」（契約期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日）により、当該昇降機のメンテナンス及び維持管理を委託している業者であり、当該昇降機に精通しているため、当該業者を選定しました。

#### 9 所管課

都市交通課